

# メンタルヘルスを考える(Part 50)



特定社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦



## 「安全配慮義務について①」



使用者は労働者に対して安全配慮義務を負っています。

この義務に違反すると、罰金刑や懲役が定められており（労働安全衛生法）、さらに労働者本人又は遺族から高額な賠償請求をされる恐れがあります。裁判においては、企業に対して億単位の賠償を命じる判決も出てきています。

では、「安全配慮義務」とは何なのか？ 使用者としてどこまで対応すれば「安全配慮義務」を履行したと認められるのか？ 今一つピンとこない方も多いのではないかと思います。

とりわけメンタルヘルス不調については、労働者自身のストレス耐性に左右される部分が少なくありません。そもそも、使用者が労働者のストレス耐性までケアしなければならないのか？ と疑問に感じている方もいらっしゃるでしょう。

今回は、安全配慮義務について述べるとともに、可能な範囲で具体的な対応について考えていきたいと思います。

### <安全配慮義務とは>

安全配慮義務は1975年の陸上自衛隊事件の最高裁判例（※1）により、「事業者が労働者に対して負っている労働契約上の責務で、事業者が事業遂行のために施設管理や労働管理にあたり、労働者の生命及び健康などを危険から保護するよう配慮すべき義務」と確立されました。ただ、この安全配慮義務という概念は、明文化された規定ではなく、判例法として認められてきたものでした。

2008年に施行された労働契約法には、以下の条文が盛り込まれています。

**労働契約法第5条：使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ、労働することができるよう、必要な配慮をするものとする**

厚生労働省通達では、生命、身体等の安全には、「心身の健康も含まれる」とされています。

労働契約法の施行に伴い、労働関係における安全配慮義務は、労働契約上の付随的義務として使用者が当然に義務を負うことが明示されたのです。

### <では、何に配慮すれば良いのか？>

会社が従業員に対して負う安全配慮義務の主なものとして、次のものがあります。

- ① 働く人の健康を損なう危険の回避の配慮や健康を保持推進するための配慮
- ② 業務を適正、快適なものにするための配慮
- ③ 危険状態にある人への安全確保のための配慮

メンタルヘルスの観点からは、「心身の過重な労働負荷を背景として生じた抑うつ状態の一症状としての自殺を防ぐための配慮」も安全配慮義務の範囲に含まれてい

ます。

従来、安全といえば主として設備（ハード）面を指すことが多かったのですが、電通事件（※2）以降、メンタルヘルスなど精神的衛生面についても配慮することが求められるようになりました。

### <安全配慮義務を怠ると>

安全配慮義務を怠り、会社の対応に違法性が認められると、会社は様々な角度から責任を問われます。また、安全配慮義務を怠っている状態を放置しておく、会社のみならず、そこで働く従業員にもリスクが生じます。

以下、想定される責任およびリスクを挙げておきます。

#### ～会社が問われる責任～

- ① 労働契約法に基づく責任
  - ・労働契約法自体に罰則はないが、民事上で違法・無効とされれば、損害賠償義務が生じる。
- ② 業務上災害補償制度に基づく責任
- ③ 業務上過失致死傷害などの刑事責任
  - ・罰金刑、懲役刑、禁固刑
- ④ 民事上の損害賠償責任
  - ・不法行為責任、債務不履行責任、使用者責任など

#### ～会社が負うリスク～

- ① 事故による営業停止に伴う経済的損失
  - ・営業停止処分・指名停止処分など
- ② 社会的信頼・評価の失墜
  - ・マスコミ報道によるイメージダウン、不買運動など
- ③ 従業員が不信感を抱く
  - ・メンタルヘルス不調者を排除することだけを考えていると、従業員が会社を信頼できなくなる。

#### ～メンタルヘルス不調者が出ることによるリスク～

- ① 不調者本人：危険、症状の悪化、自殺の恐れ
- ② 同僚・上司：負担増、心労、モチベーションの低下

※1 1975年2月最高裁判決。陸上自衛隊員が、自衛隊内の車両整備工場で車両整備中、後退してきたトラックにひかれて死亡した事例で、国の公務員に対する安全配慮義務を認定した。

※2 2000年3月最高裁判決。過労による「うつ」の自殺で、企業に損害賠償責任を認める判決が初めて出された。会社側に命じられた支払額は1億6800万円。

業務と過労自殺の間には因果関係があると裁判所が初めて認めたこと、会社の安全配慮義務違反の責任が認められたことがポイント。

（次号に続く）

## 外国人無年金者（昭和56年末まで）はどこまで救済されるのか？

**Q** 昭和28年に日本に生まれ、以来日本に住み続けている韓国籍の者です。昭和53年に心臓のペースメーカーを入れる手術を行い、当時、身体障害者手帳3級の認定を受け、平成元年には同手帳1級の認定を受けました。医師から心臓は先天性の病気と指摘されており、昭和53年以降のカルテもすべて揃えることができました。先日、年金事務所に、障害年金についての相談に行ったところ、「あなたは無理だ（受給資格がない）」と言われてしまいました。

### 【外国人は昭和56年まで適用除外だった】

**A** 日本の年金制度において、外国人は、昭和56年12月31日まで適用除外とされ、適用されるようになったのは昭和57年1月1日以降です（日本在住が前提です）。

障害基礎年金も障害厚生年金も、初診日に被保険者であることが第一の受給要件となっていますから、ペースメーカーの手術をされた昭和53年の段階を初診日とみなすならば、あなたは日本の年金の被保険者ではなかったこととなります。年金事務所が「無理だ」と言ったのはそういう理由だと思います。

### 【20歳前傷病による障害基礎年金】

しかし、上記の障害年金は20歳以後に初診日がある場合の話です。国民年金には、20歳前傷病による障害基礎年金という制度があります。20歳前、つまり日本人であってもまだ被保険者になる前に初診日があり、20歳あるいは20歳後65歳に達するまでの間に、障害等級1級または2級に該当した場合に支給されます。

一般に心臓ペースメーカーの手術を行った場合は、障害等級3級（厚生年金保険法にのみある等級）に該当するとされています。その後、症状が悪化し、65歳までに1級または2級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。なお身体障害者手帳の等級と年金法上の等級は別のもので、それぞれの等級が対応するわけではありませんのでご注意ください。

外国人の場合でも、20歳前に初診日があり、65歳までに1級あるいは2級の障害等級に該当する（いわゆる事後重症）ならば、受給できる可能性があります。このことは、過去の社会保険審査会の裁決例のなかで次のように指摘されています。

#### 【裁決例】平成16年10月29日裁決

請求人（昭和29年生まれ）は外国人で、12歳の頃に感音性難聴により全聾となり、30歳台の時（すでに国籍要件は撤廃）に日本に入国した者である。請求人に障害基礎年金の受給権が発生するのは、次のいずれかに該当する場合に限られる。

ア 国年法第30条の4第2項の規定（20歳前傷病による障害基礎年金のこと）により、いわゆる事後重症による年金の受給権が発生する場合

イ 請求人が、20歳に到達した昭和49年当時施行されていた国年法（旧法）の規定による障害福祉年金の受給要件を満たしていたことによって、同年金を裁定替えした障害基礎年金の受給権を取得したものと認められる場合（『裁決例による社会保険法』民事法研究会160頁）  
※但し、この裁決例では、12歳の頃にはすでに全聾の状態となり、いわゆる事後重症とは認められなかった。

### 【20歳前の初診日を証明する資料】

あなたの心臓病は先天性のものと医師は判断されているようですが、問題は20歳前に初診日があったことをどう証明するかです。当時の医師の診断書があれば申し分ないのですが、現在診療録の保存期間は5年と定められており、また医療機関そのものが廃業する場合も少なくありません。したがって、たとえば診察券、患者受付簿、現在の医療機関の（以前の医療機関における受診状況を聴取した）診療録なども初診日を証明する資料として採用される場合があります。まずこうした資料を揃えられないかどうか検討してください。

その上で、現在の段階で障害等級2級以上に該当していることを証明できれば、障害基礎年金をもらえる可能性があります。

### 【法の不備を解決する必要】

外国人の無年金者の救済は、かつて大きな問題となった学生の無年金者問題と共通する法の不備を解決する問題でもあります。

平成3年4月施行の法改正まで、学生は強制適用の対象とされず、任意加入の対象となっていました。その結果、20歳到達後の学生が障害者となった場合、障害基礎年金を受給することができないという事態が生じました。全国で集団的な裁定請求や裁判が行われ、社会問題となり、特定障害給付金制度による救済が図られることになりました。

学生無年金問題と同様、外国人の無年金問題の救済も図られなければなりません。